第13部 病理診断

- ◆ホウ素中性子捕捉療法(一連につき)(187,500点)
 - 注 1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める患者に対して行われる場合に限り算定する。
 - 2 ホウ素中性子捕捉療法の適応判定体制に関する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、ホウ素中性子捕捉療法の適応判定に係る検討が実施された場合には、ホウ素中性子捕捉療法適応判定加算として、40,000点を所定点数に加算する。
 - 3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、ホウ素中性子捕捉療法に関する専門の知識を有する医師が策定した照射計画に基づく医学的管理を行った場合には、ホウ素中性子捕捉療法医学管理加算として、10,000点を所定点数に加算する。
 - 4 (略)

180064350	ホウ素中性子捕捉療法	187, 500 点
180064450	ホウ素中性子捕捉療法適応判定加算	40,000 点
180064550	ホウ素中性子捕捉療法医学管理加算	10,000 点

[算定方法]

システム管理「1006施設基準情報」から施設基準を設定します。

3822	ホウ素中性子捕捉療法
3823	ホウ素中性子捕捉療法適応判定加算
3824	ホウ素中性子捕捉療法医学管理加算

- ◆組織診断料(520点)
 - 点数改定 520 点 ← 450 点
- ◆病理判断料(130点)
 - · 点数改定 130 点 ← 150 点